

問い合わせ先	
(事業者等の支援に関すること)	(ふるさと納税に関すること)
担当課 産業振興局 商工労働部 産業政策課	担当課 財政局 財政部 資金課
直通 072-228-7414	直通 072-228-7191
内線 3510	内線 2510
FAX 072-228-8816	FAX 072-228-7856

## ふるさと納税で堺市の事業者を応援

### ～【緊急】新型コロナウイルス対策 事業者支援～

堺市ふるさと応援寄附金を活用し、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている市内事業者等を支援できるよう、下記のとおり寄附金の募集を開始します。

#### 記

- 堺市ふるさと応援寄附金の「使いみち」に加える項目  
『(緊急) 新型コロナウイルス対策事業者支援』
- 寄附金を活用して実施する事業者支援の内容  
新型コロナウイルス感染症の拡大により事業の継続に影響を受けている事業者等の支援
  - ・経営に多大な影響を受けている事業者の支援
  - ・生活の基盤である雇用維持の支援
  - ・新型コロナウイルス終息後を見据えた市内経済の活性化 など
 ※寄附額の全額を市内事業者の支援に活用します。
- 今後の予定
  - ・令和2年5月1日(金)より寄附募集を開始いたします。

#### 【参考】ふるさと納税制度

ふるさと納税は、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（所得に応じて一定の上限があります）。

(返礼品なしで寄附する場合の方法)



- ・QRコードを読み取りいただき、「寄附金額を入力」欄に寄附金額を入力。
- ・「寄附金の使い道を選択」にて、「(緊急)新型コロナウイルス対策事業者支援」を選択。